



令和4年1月7日(金)

荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会事務局

記者発表資料

荒川水系(埼玉ブロック)流域治水のロゴマークを募集開始!

~荒川水系(埼玉ブロック)流域治水のシンボルとなるロゴマークを一般公募します~

荒川水系流域治水プロジェクトは、従来の河川・下水道管理者等による治水対策に加え、あらゆる 関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水対策を進めるものです。 この度、荒川水系(埼玉ブロック)流域治水のシンボルとなるロゴマークを一般公募します。 公募作品の中から、協議会構成員による投票にて決定されたロゴマークは、荒川水系(埼玉ブロッ

ク) での流域治水を広く周知・PR するための広報活動に活用します。

記

- 1. 募集期間 : 令和4年1月7日(金) ~令和4年2月18日(金)
- 2. 応募資格 : どなたでもご応募いただけます。
- 募集するデザインの主なポイント(詳細は募集要領を確認ください)
 ①流域治水を表現し、荒川水系(埼玉ブロック)をイメージした、特徴が感じられる作品である こと

②伝わりやすく、簡潔なデザインの作品であること

- 4. 賞及び表彰: 最優秀賞 1点 (賞状、ロゴマークとして採用)
 優秀賞 2点 (賞状)
- 5. 詳細情報 :募集要領、応募様式、参考資料については、別紙をご覧ください。 ご一読の上、ご応募ください。

※応募様式の Word ファイルは、荒川上流河川事務所 HP でダウンロードできます。 URL: https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00927.html

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、 さいたま市政記者クラブ、さいたま市地方記者クラブ、川越新聞記者会 秩父記者クラブ、所沢記者クラブ、上尾記者クラブ、熊谷記者会

問い合わ	せ先
荒川水系(埼玉ブロック)	
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務府	
	調査課長 天井 洋平
	電話049-246-6371(代表)
埼玉県 県土整備部 河川砂防課	ながい のりま 副課長 永井 儀男
	電話048-830-5135(直通)

荒川水系(埼玉ブロック)流域治水に関するロゴマークの募集要領

令和4年1月7日

荒川上流(埼玉ブロック)流域治水協議会事務局

荒川水系では、令和3年3月30日に、荒川水系流域治水プロジェクトを取りまとめ、流 域全体で早急に実施すべき対策の全体像を示しました。

荒川水系(埼玉ブロック)では、荒川上流域での流域治水の取組を推進するため、下記に 基づき「荒川水系(埼玉ブロック)流域治水に関するロゴマーク」を公募いたします。

記

1.背景・目的

荒川水系 (埼玉ブロック) における流域治水の取組への理解を深めていただくとともに、 皆で流域治水に取り組み、推進していくことを目指し、荒川水系 (埼玉ブロック)流域 治水のシンボルとなるロゴマークを一般公募します。ロゴマークは、流域治水を広く周 知・PR するための広報活動等に使用する予定です。

2.募集概要

① 募集内容

流域治水を表現し、荒川水系(埼玉ブロック)のシンボルとなるロゴマーク

② 募集期間

令和4年1月7日(金)~令和4年2月18日(金)

③ 応募資格

どなたでもご応募いただけます。プロ・アマ、個人・グループは問いません。 応募作品点数は、1人(1グループ)3点までとします。 ※荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会において選考に関与する方は不可

- ④ デザインのポイント応募作品のデザインは、以下のポイントを考慮して作成してください。
 - 流域治水を表現し、荒川水系(埼玉ブロック)をイメージした、特徴が感じられる作品であること

- 白黒印刷や一色でも認識できるもの
- 伝わりやすく、簡潔なデザインの作品であること
- 普及啓発物品・SNS 等、広範囲に活用しやすい作品であること
- 流域治水の考え方を説明した参考資料を作成したので、ご参照ください。

3. 応募要領

- ① 応募の様式
 - 必ずデータで応募することとし、作品データのファイル形式は jpg、gif、png 形式とし、解像度は 300dpi 以上、データサイズは 2MB 以内としてください。
 - ロゴマーク縦横比は、3:4~4:3の範囲とします。
 - デザインは着色してください。色数は不問です。
 - 採用作品は縮小して使用される可能性を考慮した上でデザインしてください。
- ② 応募の注意事項
 - 応募作品は国内外で未発表のものであり、既存の作品と同一又は類似していないこと及び第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないこと、ならびにそれらの違反があった場合には、その一切の責任を負うとともに国に一切の迷惑をかけないことを確約していただきます。

※未発表とは、印刷物、映像、WEB ページ等で公表されておらず、各種コン クールで入賞していないものを指します。

※他に類似の例や、商標登録及び商標出願の公表がされていることが判明し た場合には、審査結果発表後であっても入賞を取り消すことがあります。

- 採用作品のデザイン及び色彩は一部修正・追加する場合があります。
- 応募に必要となる費用は、応募者の負担とします。
- 応募作品の返却は行いません。
- 応募の際、記載された個人情報は、法令に基づく場合を除き、本公募に関連する用途以外には使用しません。ただし、採用された作品の氏名、ご所属はホームページ等で公表します(ご要望により氏名等を公表しないこともできます)。
- ③ 応募作品の知的財産権等について
 - 入賞作品の著作権その他一切の権利は、すべて荒川水系(埼玉ブロック)流域

治水協議会(以下「協議会」)に帰属するものとし、入賞者は協議会及び協議 会が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとします。

- ※「著作権その他一切の権利」とは、著作権法第27条及び第28条に規定す る権利及び商標・意匠の出願及び登録をする権利とする。
- ※「著作者人格権」とは、「公表権」(公表するか否か、公表方法)、「氏名表示 権」(入賞者の名前を公表するか否か、公表する場合、実名か変名かの決定)、 「同一性保持権」(入賞者の意に反して勝手に改変されない権利)、「名誉声 望保持権」(入賞者が意図しない形で利用されることによって名誉を失うこ とを防ぐ権利)を含む権利とする。
- 応募作品のうち「最優秀賞」作品は関連グッズの製作や啓発物品、Web サイトなどにおいて使用する場合があります。
- 最優秀作品を用いた、関連グッズなど二次的著作物の収益については、著作者はその収益を請求することができません。(収益による配当はありません。)

4. 応募方法

① 応募手段

応募用紙の項目をご記入の上、作品とあわせて電子メールにて下記「② 応募書類 の送付先」にご応募ください。 件名を「荒川水系(埼玉ブロック)流域治水 ロゴマーク応募」としてください。 応募用紙の項目をメール本文に記載いただいても構いません。 ※受信確認のメールは致しません。容量超過による未着を防ぐため、複数作品応募 する場合は、複数回に分けて送付してください。

- ② 応募書類の送付先(電子メール)
 〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 3-12
 国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 調査課
 TEL: 049-246-6360 Mail: ktr-arajo-chisui@mlit.go.jp
- ③ 応募書類の提出期限

令和4年2月18日(金) 必着

5.審査・発表

- ①応募作品は協議会員にて厳正に審査(投票)を行い、を入賞作品として選定します。 その中で最も投票数の多かった作品をロゴマークとして採用します。
- ②入賞作品及び作者の発表は、WEBページへの掲載や報道機関等を通じて公表する予定です。入賞者には、事前に選定された旨の連絡を行います。入賞されなかった方への通知は行いません。

※以下に該当する場合は、審査先行の対象外となりますのでご注意ください。

- ・公序良俗に反するもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものもしくは侵害するおそれのあるもの
- ・ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの

6. 賞及び表彰

最優秀賞 :1点 (賞状、ロゴマークとして採用) 優秀賞 :2点 (賞状)

7. 問い合わせ先

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 3-12

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 調査課

TEL:049-246-6360 Mail:ktr-arajo-chisui@mlit.go.jp 受付時間:平日の9時30分から17時まで

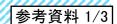
以上

荒川水系(埼玉ブロック)流域治水に関するロゴマーク

応募用紙

応募者情報	
ふりがな	
氏名	
住所	T
電話番号	
メールアドレス	
ご所属 (勤務先または学校)	
応募者 どちらかに〇 ※団体で応募の場合、グループ名 をご記載ください。	<u>個人·団体</u> (団体名:)
入賞した場合の氏名等の 公表について ^{どちらかに} 〇	氏名または団体名の公表:可・不可
※団体でご応募の場合は、団体 名を公表致します。	ご所属の公表: <u>可:不可</u>

応募ロゴマークの説明・コンセプト(100字程度)





近年、毎年のように大型の台風や豪雨が発生し、 全国各地で甚大な水災害が発生しています

> 今後、こうした状況は さらに激しくなる可能性があり

これまでの治水対策*だけでは防ぎ切れないことも 懸念されるようになっています

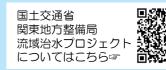
> それでは、これから治水対策は、 どうしたらよいのでしょうか?

> > その答えは…



まち全体で、河川の流域全体で、みんなで水災害対策に取り組む 「流域治水対策」にあります。

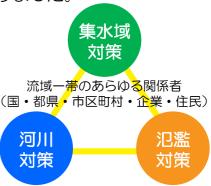
●※"これまでの治水対策"とは各施設(河川や下水道など)管理者が個



これからの治水対策

気象変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、これからの治水は、国・ 都県・市町村、企業・住民など流域全体のあらゆる関係者が主体となって共に取り組む 新しい治水対策「流域治水対策」へと大きく転換することとなりました。





<u>河川区域や集水域</u>だけ ではなく、<u>氾濫域</u>を含めた <u>流域全体</u>で対策を行うことで、 水害に強い、安全・安心な 地域づくりに繋げます。

> 国土交通省 流域治水プロジェクト についてはこちら☞





1. 事業の概要 (1)流域の概要[1/5]

第4回荒川河川整備計画 有識者会議資料から抜粋

参考資料 3/3

◆ 荒川は、申武信ヶ岳(標高2,475m)に源を発し、埼玉県中央部、東京都都市部を流下し、東京湾に注ぐ一級河川です。
 ◆ 中流部から下流部にかけ市街地が広がり、特に下流部は人口・資産が集中した低平地であり、流域内には新幹線をはじめとするJRや私鉄各線、高速道路や国道など基幹交通網が整備されており、わが国の政治・経済の中枢となる区域を流下しています。

